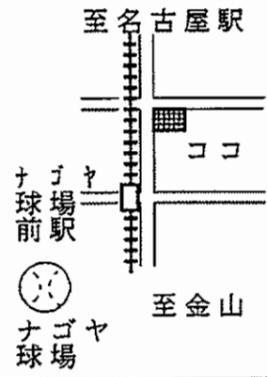


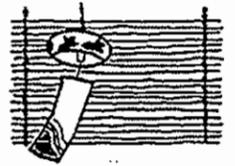
補償コンサルタント情報コミュニケーション誌

# ニゴミ 補償

発行日 発行所 株式会社 新日 TEL 052-331-5356 編集者  
3ヶ月毎1回 名古屋市中川区山王一丁目8-28 FAX 052-331-4010 秋山学



## 残暑御見舞い 申し上げます。



毎日毎日暑い日が続き、体調が悪く、年齢のせいかな年々暑さに対応できなくなっているのではと感じます。もっとも、本年の場合アトラクタオリピックのため、ついつい夜更かしをして日本が勝てない各種試合のテレビ観戦、加えて暑さで寝苦しい毎夜。これでは体の不調が悪いのも当然かもしれません。

島に二ゲーム離されて二位の位置にあり、わずかな期待を持たせています。立波、山崎、大豊がガンガン打ちまくって、優勝争いに加わりゲームを楽しませてくれればうまいビールが飲めるし、体調も良くなるものと思えます。ついでに世の中の景気がもう少し上向いてくれればなお結構かと思えます。

M・A

## 不動産鑑定評価

(テクニカルチーム)

不動産業界で「さらち」という言葉がよく用いられます。以前、民間からの鑑定評価の受付において、土地を買うのに建物が存在するが「さらち」として評価する依頼がありました。不動産鑑定評価において「更地(さらち)」として評価するは、日常茶飯事であり、特に公共用地買収の場合はこれが原則となります。

この民間依頼の場合、よく話を聞いてみると四十年前より地主から土地を借りて居住しているが、地主が貸主から土地を譲

受けたこと事でした。そこで内容の詳細を尋ねたところ「底地」の評価でありました。

世間一般及び不動産業界では「さらち」と言えは、「新地」(手を入れ替えない空地)すなわち換言すれば、建物等のない土地として扱います。これに対し、不動産鑑定業界では「さらち」は「更地」と書き、「建物等の定着物がなく、かつ、使用収益を制約する権利の付着していない宅地をいう」すなわち換言すれば、完全所有権ともいえます。

H・M

## 時代の変遷と 地図訂正の多様化

前回の掲載に各方面から反響があり、不動産登記に携わる方々よりご意見をいただき改めて勉強になりました。さて、そのなかで地方税法381条7項につきま

よる地図混乱(現地先行施行型)や平板測量等で施行できた時代の土地改良区域設定の不適切さ(土地改良地処分更正登記等)や低精度な法第17条地図との不整合(誤びゅう訂正等)、路線の公共事業に係わる分筆登記に伴う地図接分、未登記、市街スプロール化による分筆登記の時代の変遷、相違より形成された地図混乱地域等々。不動産表示登記に係わるこれらの諸問題に対し平成5年度から現地と地図(公図)と地積測量図に関する指導が法務局、調査士会から、A境界標設置と自己管理Vの必要性をアピールする旨があり、これは境界紛争にみられる誤差論・不明瞭さを少なからず解消しようとする意向がうかがえます。

T・T

## 生き物に対する 補償業務に携わって

公共事業の施工に伴って、工事による騒音や振動が生き物に与える影響として、ウナギやテラピア等の養殖業、鶏(鶏卵、ブロイラ)や牛(乳牛、肉牛)等の畜産農家の調査、また、移転補償では豚や鳩等の調査も担当してきました。

調査のたびに感じるのですが、これら生き物は利潤を追求するための経済生物であることから、だいたいが劣悪な環境下で飼育されています。ウナギやテラピアで言えば風呂のような暖かく狭い池で栄養化の高い配合飼料を与えられ、通常二〜三年で大きくなるところを一年でむりやり太らされて出荷。鶏は身動き出来ないほど狭いケージに押し込まれ、毎日卵を生まされるか、満員電車状態の中で生まれて六十日足らずで肉にされてしまう。

M・M

